

議案第20号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（コンビニ交付に係る手数料の額の特例）

8 令和7年度に限り、別表第1の1の項、12の項、17の項及び19の項の地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（以下この項において「コンビニ交付」という。）に係る手数料の額は、それぞれ当該手数料の額の欄に定めるコンビニ交付に係る手数料の額から100円を減じた額とする。

別表第1の29の項中「よる犬の登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合における当該登録を除く。）」を加え、同表42の項から45の項までを次のように改める。

42	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する	建築物に関する確認申請手数料	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれな	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき11,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき19,000円
				床面積の合計が100平方	1件につき32,0

審査

い場合	メートルを超え200平方メートル以下のもの	00円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき43,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき74,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき10万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき28万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき41万円
	床面積の合計が5万平方メ	1件につき80万

		一トルを超え るもの	円
		備考	
		<p>1 建築物を建築する場合(2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築基準法第6条第4項の規定による確認(以下「建築主事の確認」という。)を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。</p> <p>3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(7に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 建築主事の確認を受</p>	

けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）であって、当該申請をする直前に建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証の交付を受けているときにおける手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物（変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。

- 5 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認（以下「指定確認検査機関の確認」という。）を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物（変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。

- 6 指定確認検査機関の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)であって、当該申請をする直前に建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証(以下「建築主事の中間検査合格証」という。)の交付を受けているときの床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
- 7 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 8 確認の申請に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書の特定建築行為(建築

			<p>物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)である場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、137の2の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p>
		<p>確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計</p>

				額を加算した額	
4 3	建築基準法第7条第1項の規定による建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）に関する完了検査の申請に対する検査	建築物に関する完了検査申請手数料	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき24,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき27,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき42,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき54,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき79,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき11万円	

床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき20万円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき32万円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき66万円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築主事の確認を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模 	

			<p>の修繕若しくは大規模の様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。</p>
		<p>完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の</p>

				合計額を 加算した 額	
4 4	建築基準法第 7条第1項の 規定による建 築物(同法第7 条の3第1項 の特定工程に 係る建築物に 限る。)に関す る完了検査の 申請に対する 検査	特定工程 に係る建 築物に関 する完了 検査申請 手数料	完了検 査の申 請に係 る計画 に建築	床面積の合計 が30平方メ ートル以下 のもの	1件につ き23,0 00円
			基準法	床面積の合計 が30平方メ ートルを超え	1件につ き26,0 00円
			第87	100平方メ ートル以下 のもの	
			条の4	床面積の合計 が100平方 メートルを超 え200平方 メートル以下 のもの	1件につ き4万円
			の昇降	床面積の合計 が200平方 メートルを超 え300平方 メートル以下 のもの	1件につ き5万円
			機に係 る部分 が含ま れない 場合	床面積の合計 が300平方 メートルを超 え1,000平 方メートル以 下のもの	1件につ き72,0 00円
	床面積の合計 が1,000平 方メートルを 超え2,000 平方メートル	1件につ き10万 円			

	以下のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき19万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき31万円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき64万円
	備考	
	<p>1 建築主事の確認又は建築主事の間接検査合格証の交付を受けた建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築主事の確認若しくは建築主事の間接検査合格証の交付を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1につ</p>	

			<p>いて算定する。</p> <p>3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。</p>
		<p>完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、そ</p>

				それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
45	建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物に関する中間検査の申請に対する検査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」という。）が30平方メートル以下のもの	1件につき21,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき33,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき39,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき57,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき8万円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき18万円

			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき29万円
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき63万円
			備考 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築した場合の手数料の額は、上記に定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。	

別表第1の46の項中「が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画」を削り、同表47の項から50の項までを次のように改める。

47	建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含ま	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき11,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき19,000円
				床面積の合計	1件につ

まれな い場合	が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	き32,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき43,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき74,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき10万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき28万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき41万円
	床面積の合計	1件につき

			が5万平方メートルを超えるもの	き80万円
			<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物を建築する場合(2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模 	

			<p>の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>5 確認の申請に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）である場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、137の3の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p>
		<p>計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料</p>

					の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
48	建築基準法第18条第20項の規定による建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。)に関する工事の完了の通知に対する検査	建築物に関する工事完了通知手数料	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき24,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき27,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき42,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき54,000円
				床面積の合計	1件につ

が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	き79,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき11万円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき20万円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき32万円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき66万円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若し 	

				<p>くは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	
			<p>工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額</p>	
49	<p>建築基準法第18条第20項の規定による建築物（同法</p>	<p>特定工程に係る建築物に関する工事</p>	<p>工事の完了の通知に係る計</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき23,000円</p>

第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に関する工事の完了の通知に対する検査

完了通知
手数料

面に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき26,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき4万円
	床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき5万円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき72,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき10万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき19万円

			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき31万円
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき64万円
			備考 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
			工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれな

				い場合の手数料の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
50	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	特定工程 工事終了 通知手数料	検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」という。）が30平方メートル以下のもの	1件につき21,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき33,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき39,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき57,000円

			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき8万円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき18万円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき29万円
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき63万円

別表第1の51の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表92の項中「11,000円」を「13,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に、「8,000円」を「1万円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同表93の項中「11,000円」を「13,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に、「8,000円」を「1万円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同表94の項中「14,000円」を「22,000円」に、「9,100円」を「14,000円」に改め、同表95の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「14,000円」を「22,000円」に、「9,100円」を「14,000円」に改め、同表96の項中「9,600円」を「12,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に改め、同表97の項中「1万円」を「16,000円」に改め、同表98の項中「9,600円」を「12,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に改め、同表99の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「1万円」を「16,000円」に改め、

同表100の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」

を加え、同表123の項及び124の項を次のように改める。

123	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成 工事計画 変更許可 申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が42万円を超えるときは、その手数料の額は、42万円とする。 ア 宅地造成に関する工事の設計の変更(イに規定する変更のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の次の(ア)から(コ)までに掲げる面積(イに規
-----	--	-------------------------------	--	---

				<p>定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにおいては、縮小後の切土又は盛土をする土地の次の(ア)から(コ)までに掲げる面積)に応じ、当該(ア)から(コ)までに規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の面積 12,000円</p>
--	--	--	--	---

				(イ) 50 0平方 メートルを 超え1, 000 平方メ ートル 以下の 面積 21, 000 円 (ウ) 1, 000 平方メ ートル を超え 2,0 00平方 メー トル以 下の面 積 3 1,0 00円 (エ) 2, 000 平方メ ートル を超え 5,0 00平方 メー トル以 下の面
--	--	--	--	--

				積 4 7, 0 00円 (オ) 5, 000 平方メ ートル を超え 1万平 方メー トル以 下の面 積 6 7, 0 00円 (カ) 1万 平方メ ートル を超え 2万平 方メー トル以 下の面 積 1 1万円 (キ) 2万 平方メ ートル を超え 4万平 方メー トル以 下の面 積 1 7万円 (ク) 4万
--	--	--	--	--

				<p>平方メートルを超え 7万平方メートル以下の面積 25万円</p> <p>(ケ) 7万平方メートルを超え 10万平方メートル以下の面積 34万円</p> <p>(コ) 10万平方メートルを超える面積 42万円</p> <p>イ 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更につ</p>
--	--	--	--	---

				<p>いては、当該切土又は盛土をする新たな土地のア(ア)から(コ)までに掲げる面積に応じ、当該(ア)から(コ)までに規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、1万円</p>
124	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査(同法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに</p>	<p>宅地造成工事中間検査申請手数料</p>	<p>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき3,100円</p>
			<p>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき6,200円</p>
			<p>盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき12,400円</p>
			<p>盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき24,900円</p>

	限る。)	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下のもの	1件につき 43,600円
		盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件につき 62,300円

別表第1の132の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項」に、「同条第2号ただし書」を「第2号ただし書」に改め、同表133の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
	延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき38,000円

」を

「

誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円
	延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円

その他 の基準に よるもの	延べ面積が20 0平方メートル 未満のもの	1件につき34,00 0円
	延べ面積が20 0平方メートル 以上のもの	1件につき38,00 0円

」に、

「

建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第2号 イ(1) 及びロ (1)に よるもの	延べ面積が30 0平方メートル 未満のもの	1件につき68,0 00円
	延べ面積が30 0平方メートル 以上2,000 平方メートル未 満のもの	1件につき115, 000円
	延べ面積が20 00平方メート ル以上5,00 0平方メートル 未満のもの	1件につき195, 000円
	延べ面積が5, 000平方メー トル以上のもの	1件につき28万円

」を

「

誘導仕 様・計算 併用法に よるもの	延べ面積が30 0平方メートル 未満のもの	1件につき5万円
	延べ面積が30 0平方メートル 以上2,000平 方メートル未満 のもの	1件につき85,00 0円

	延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき149,000円
	延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき217,000円
その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき68,000円
	延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円
	延べ面積が2000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき195,000円
	延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき28万円

」に、

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）によるもの」を「その他の基準によるもの」に、

「

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この備考において「省令」という。）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。

- 3 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 6 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に関し該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

」を

「

備考

- 1 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この備考において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準をいう。
- 4 モデル建築物基準とは、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

- 5 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。
- 7 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に関する軽微な変更であることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

」に改め、

同表137の2の項から138の項までを次のように改める。

137の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
					延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき18,000円
				仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円
					延べ面積が	1件につ

		200平方メートル以上のもの	き28,000円
	その他の基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
		延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき38,000円
共同住宅等	仕様基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
		延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき56,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき103,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき155,000円
	仕様・計算併用法に	延べ面積が300平方	1件につき5万円

よるもの	メートル未 満のもの	
	延べ面積が 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの	1件につ き85,0 00円
	延べ面積が 2,000 平方メー トル以上5, 000平方 メートル未 満のもの	1件につ き149, 000円
	延べ面積が 5,000 平方メー トル以上の もの	1件につ き217, 000円
その他の 基準によ るもの	延べ面積が 300平方 メートル未 満のもの	1件につ き68,0 00円
	延べ面積が 300平方 メートル以 上2,00 0平方メー トル未満の もの	1件につ き115, 000円
	延べ面積が 2,000 平方メー トル以上5, 000平方	1件につ き195, 000円

		メートル未 満のもの	
		延べ面積が 5,000 平方メー トル以上 のもの	1件につ き28万 円
工場 等	モデル建 築物基準 Bによる もの	延べ面積が 300平方 メートル未 満のもの	1件につ き18,0 00円
		延べ面積3 00平方メ ートル以上 1,000 平方メー トル未満 のもの	1件につ き26,0 00円
		延べ面積 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満 のもの	1件につ き37,0 00円
		延べ面積 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満 のもの	1件につ き95,0 00円
		延べ面積 5,000 平方メー トル以上 1万	1件につ き143, 000円

	平方メートル未満のもの	
	延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき177,000円
	延べ面積25,000平方メートル以上のもの	1件につき22万円
その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき22,000円
	延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき3万円
	延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき42,000円
	延べ面積が2,000平方メートル	1件につき101,000円

		ル以上5,000平方メートル未満のもの	
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき15万円
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき185,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき229,000円
工場等以外	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき87,000円
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき11万円
		延べ面積が1,000	1件につき145,

		平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき235,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき307,000円
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき369,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき433,000円
	その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき227,000円
		延べ面積が	1件につ

		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	き284,000円
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき367,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき524,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき645,000円
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき762,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき87万

			0平方メートル以上のもの	円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この備考において「省令」という。）第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。 2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 3 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準をいう。 4 工場等とは、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。 5 モデル建築物基準Bとは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。 6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 7 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変 				

		<p>更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>8 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>				
1373	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
					延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき18,000円
				仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円
					延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円
				その他の基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
					延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき38,000円

		上のもの	
共同住宅等	仕様基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
		延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき56,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき103,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき155,000円
	仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき5万円
		延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき85,000円
		延べ面積が	1件につき
		延べ面積が	1件につき

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	き149,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき217,000円
	その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき68,000円
		延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき195,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき28万円
工場	モデル建築物基準	延べ面積が300平方	1件につき18,0

等	Bによるもの	メートル未満のもの	00円
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき26,000円
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき37,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき95,000円
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき143,000円
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき177,000円

					もの	
					延べ面積が 25,000平方メートル以上のもの	1件につき22万円
			その他の基準によるもの		延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき22,000円
					延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき3万円
					延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき42,000円
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき101,000円
					延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル	1件につき15万円

		ル未満のもの	
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき185,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき229,000円
工場等以外	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき87,000円
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき11万円
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき145,000円
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,	1件につき235,000円

		000平方メートル未満のもの	
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき307,000円
		延べ面積が1万平方メートル以上のものの25,000平方メートル未満	1件につき369,000円
		延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき433,000円
	その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき227,000円
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき284,000円
		延べ面積が1,000平方メートル	1件につき367,000円

				ル以上2,000平方メートル未満のもの	
				延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき524,000円
				延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき645,000円
				延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき762,000円
				延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき87万円
			<p>備考</p> <p>1 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この備考において「省令」という。）第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。</p> <p>2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当</p>		

該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。

3 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準をいう。

4 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。

5 モデル建築物基準Bとは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

7 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

8 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その

		額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。				
138	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能	一戸建ての住宅	1件につき4,900円	
				共同住宅等	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき9,600円
					延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき2万円
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
				非住宅建築物	延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき8万円
					延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき9,600円
				延べ面積が300平方メートル以上1,000	1件につき16,000円	

			の向上 等に関 する法 律第3 0条第 1項各 号に掲 げる基 準に適 合して いると 認めら れたも のその 他これ に類す るもの として 規則で 定める もの (以下 この項 において「登 録建築 物エネ ルギー 消費性 能判定 機関に より認 められ たもの 」とい う。)	0平方メ ートル未 満の もの	
				延べ面積が 1,000 平方メ ートル以上2, 000平 方メ ートル未 満のもの	1件につ き26,0 00円
				延べ面積が 2,000 平方メ ートル以上5, 000平 方メ ートル未 満のもの	1件につ き8万円
				延べ面積が 5,000 平方メ ートル以上1万 平方メ ートル未 満の もの	1件につ き127, 000円
				延べ面積が 1万平方メ ートル以上 25,00 0平方メ ートル未 満の もの	1件につ き16万 円
				延べ面積が 25,00 0平方メ ートル以上 の	1件につ き20万 円

			である 場合又 は、建 築物エ ネルギー 消費 性能基 準等を 定める 省令第 10条 第1号 ただし 書若し くは同 条第2 号た だし書 による 場合		もの		
			登録建 築物エ ネルギー 消費 性能判 定機関 により 認めら れたも の以外 のもの である 場合	一戸建 ての住 宅	誘導仕 様基準 による もの	延べ面 積が2 00平 方メー トル未 満	1件につ き17,0 00円
						延べ面 積が2 00平 方メー トル以 上	1件につ き18,0 00円
					誘導仕 様	延べ面 積が2 00平 方メー	1件につ き25,0 00円

					・計算 併用法 によるもの	トル未 満のも の	
						延べ面 積が2 00平 方メー トル以 上のも の	1件につ き28,0 00円
					その 他の 基 準 によるもの	延べ面 積20 0平方 メート ル未満	1件につ き34,0 00円
						延べ面 積20 0平方 メート ル以上	1件につ き38,0 00円
				共同 住宅 等	誘導 仕様 基 準 によるもの	延べ面 積30 0平方 メート ル未満	1件につ き32,0 00円
						延べ面 積30 0平方 メート ル以上 2,0 00平 方メー トル未	1件につ き56,0 00円

					満	
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき103,000円
					延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき155,000円
				誘導仕様・計算	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき5万円
				併用法によるもの	延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき85,000円

					もの	
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき149,000円
					延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき217,000円
				その他の基準によるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき68,000円
					延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき115,000円

					延べ面積 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件につき 195,000 円
					延べ面積 5,000 平方メートル以上	1 件につき 28 万円
				非住宅建築物	モデル建築物 延べ面積が 300 平方メートル未満	1 件につき 87,000 円
					基準 A によるもの 延べ面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	1 件につき 11 万円
					延べ面積が 1,000 平方メートル以上	1 件につき 145,000 円

					00平方メートル以上2,000平方メートル未満	
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき235,000円
					延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき307,000円
					延べ面積が1万平方メートル以上25,000	1件につき369,000円

					平方メートル未満	
					延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき433,000円
				その他の基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき227,000円
					延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき284,000円
					延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき367,000円

					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき 524,000円
					延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき 645,000円
					延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき 762,000円
					延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき 87万円
		備考				

		<ol style="list-style-type: none">1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この備考において「省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準をいう。4 モデル建築物基準Aとは、省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準をいう。5 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に関する事項（同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が記載された場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物（以下「申請建築物等」という。）ごとにそれぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を合算した額とする。7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出が
--	--	---

		<p>あった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の節に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>8 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
--	--	---

別表第1の139の項中「第36条の」を「第31条の」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表140の項を削り、同表140の2の項中「同条第7項」を「第7項」に、「申請及び」を「申請並びに」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表140の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の123の項及び124の項の改正規定は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年千葉県条例第41号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条

第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、この条例による改正後の佐倉市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。